

## 千葉都市計画高度利用地区の変更（千葉市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 (千葉中央第二地区)	約 0.3ha	80/10 以下	30/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉中央地区)	約 1.2ha	80/10 以下	30/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉新町第一地区)	約 2.6ha	80/10 以下	30/10 以上	5/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉新町第二地区)	約 1.4ha	75/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅西口地区)	約 1.3ha	80/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (幕張新都心 住宅地第一地区)	約 4.2ha	40/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	1,000 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (幕張新都心 住宅地第二地区)	約 7.2ha	40/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	1,000 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (幕張新都心 住宅地第三地区)	約 3.3ha	40/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	1,000 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅東口第一地区)	約 0.5ha	90/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅東口第二地区)	約 0.1ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅東口第三地区)	約 0.4ha	40/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (新千葉2・3第一地区)	約 0.1ha	40/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (新千葉2・3第二地区)	約 0.2ha	40/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅東口第四地区)	約 0.8ha	95/10 以下	30/10 以上	5/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	追加
		100/10 以下 (※1)				
計	約 23.6ha					

建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。

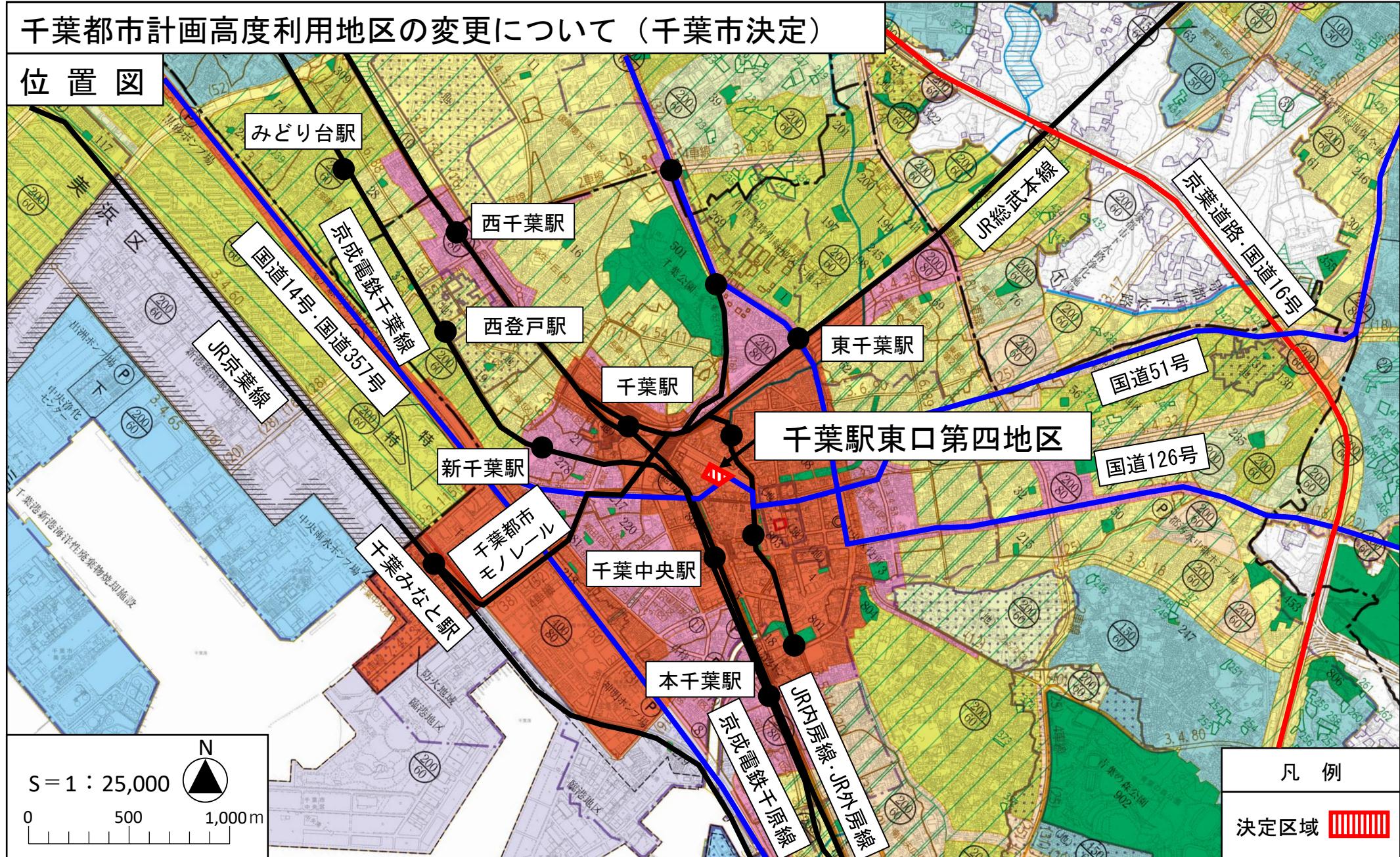
「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

#### 理 由

本地区において、歩行者空間の確保及び防災機能を強化し、土地の合理的かつ健全な高度利用において建築物の機能更新を図るために、高度利用地区を変更する。

## 千葉都市計画高度利用地区の変更について（千葉市決定）

### 位置図



## 千葉都市計画高度利用地区の変更について（千葉市決定）

### 計画図

